

人事労務管理セミナー

～無期転換権発生・非正規雇用労働者処遇の実務対応～

セミナーのご案内

主催：(一社)島根県経営者協会 / (公財)介護労働安定センター島根支部

【無期転換権】 改正労働契約法施行から来年で5年が経過いたします。一部の有期雇用契約労働者は通算契約期間が5年経過するため、来年4月以降順次無期転換権が付与されることになります。

そのため、企業においては、無期転換権発生前に何をどのように準備するべきか、無期転換権発生後はどのように対応すべきか、様々な悩ましい問題があります。

【非正規雇用労働者の処遇対応】 2016年12月に同一労働同一賃金ガイドライン案が発表されました。

そのような中、企業においては、今後は賃金制度や就業規則を整備する上で何に気をつければ良いのかを考えておく必要があります。

本セミナーでは、企業における各種対応と予想されるリスクへの対策を中心に実務対応について具体的に解説いたします。人事・労務部門のご担当の方など、この機会をぜひご利用ください。

日時・会場

平成29年 8月 25日(金) 13:30~15:30

くにびきメッセ「601大会議室」松江市学園南1-2-1

当日、個別相談会を開催します。
非正規雇用労働者の労務管理・処遇改善に関する相談に社会保険労務士が対応します！

講師

森脇 建二 (島根県経営者協会専務理事)
特定社会保険労務士、中小企業診断士

参加費

資料代として、3,000円(お一人様あたり)を申し受けます。(当日ご持参ください。)

お申し込み方法

下記「参加申込書」に所要事項をご記入の上、そのままファックスにてお送りください。
(申込締切：8月18日)

— 解説のポイント —

- ① 無期転換権について
 - ◆ いわゆる2018年3月問題とは
 - ◆ 無期転換権を巡って予想される事態
 - ◆ 無期転換後の労働条件、就業規則の整備
- ② 非正規雇用労働者の処遇対応
 - ◆ 同一労働同一賃金ガイドライン案の法的性格
 - ◆ 判例の検討(長澤運輸事件ほか)



【お申し込み・お問い合わせ先】
(一社)島根県経営者協会(福岡)
TEL: 0852-21-4925 FAX: 0852-26-7651

----- 人事労務管理セミナー参加申込書 -----

(一社)島根県経営者協会 行 (FAX) 0852-26-7651 平成29年 月 日

[事業所名] _____ [申込担当者] _____ [TEL] _____

[所在地] 〒 _____ [FAX] _____

参加者氏名	参加者氏名
①	②

※ 個別相談会について (いずれかに☑)
 希望する 希望しない